二十四の八～二十四の三十七	（略）
二十五～二十六の十四	（略）
二十六の十五	ゴリムマブ（遺伝子組換え）［ゴリムマブ後続一］及びその製剤
二十六の十六～二十六の五十一	（略）
二十七～五十九の十八	（略）
五十九の十九	ゾンゲルチニブ及びその製剤
五十九の二十～五十九の二十七	（略）
五十九の二十八	タレトレクチニブ、その塩類及びそれらの製剤
五十九の二十九・五十九の三十	（略）
六十～六十二の十七	（略）
六十二の十八	デノスマブ（遺伝子組換え）［デノスマブ後続一］及びその製剤
六十二の十九～六十二の二十六	（略）
六十二の二十七	トシリズマブ（遺伝子組換え）［トシリズマブ後続一］及びその製剤
六十二の二十八～六十二の三十六	（略）
六十三～六十九の十一	（略）
六十九の十二	ニボカリマブ及びその製剤
六十九の十三～六十九の十九	（略）
七十～百十七の四	（略）
百十七の五	ボラシデニブ、その塩類及びそれらの製剤
百十七の六～百十七の八	（略）
百十八～百十八の四	（略）
百十八の五	ミダゾラム及びその製剤。ただし、ミダゾラム〇・五％以下を含有するものを除く。
百十八の六～百十八の九	（略）
百十九～百三十四の十六	（略）
百三十五	ルテチウム$^{(177)}$Lu）ビピボチドテトラキセタン及びその製剤
百三十六～百四十三	（略）

二十四の九～二十四の三十八	（略）
二十五～二十六の十四	（略）
（新設）	
二十六の十五～二十六の五十	（略）
二十七～五十九の十八	（略）
（新設）	
五十九の十九～五十九の二十六	（略）
（新設）	
五十九の二十七・五十九の二十八	（略）
六十～六十二の十七	（略）
（新設）	
六十二の十八～六十二の二十五	（略）
（新設）	
六十二の二十六～六十二の三十四	（略）
六十三～六十九の十一	（略）
（新設）	
六十九の十二～六十九の十八	（略）
七十～百十七の四	（略）
（新設）	
百十七の五～百十七の七	（略）
百十八～百十八の四	（略）
（新設）	
百十八の五～百十八の八	（略）
百十九～百三十四の十六	（略）
（新設）	
百三十五～百四十二	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第九十号

船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和七年九月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（船員法施行規則の一部改正）

第一条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。